



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月14日火曜日 第390号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特定希少野生動植物の指定の解除の案.....	(自然保護課) ...	248
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	248
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	249
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	249
土地改良区の合併.....	(農地整備課) ...	249
土地改良区の合併による解散.....	(") ...	249
市営土地改良事業の換地処分.....	(") ...	249
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	249
基本測量の実施の通知(3件).....	(道路維持課) ...	250
公共測量の実施の通知(3件).....	(") ...	250
公共測量の終了の通知.....	(") ...	250
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	250
都市計画事業の施行(4件).....	(都市整備課) ...	250
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	251
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	251
道路の供用開始(県道伊予川内線).....	(中予地方局管理課) ...	252
道路の区域変更(県道東川上黒岩線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	252
正 誤		
令和5年3月3日付け第387号目次中.....	(都市計画課) ...	252

告 示

○愛媛県告示第255号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第9条第8項の規定に基づき、特定希少野生動植物の指定を解除したいので、その指定の解除の案を次のとおり告示する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

1 指定の解除の案

指定を解除しようとする特定希少野生動植物の名称(区分)	指定を解除しようとする理由
コガタノゲンゴロウ(昆虫類)	生息地が拡大しており、及び生息環境の改善が見られ、指定の必要がなくなったため。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
有限会社グリーンヘルス	松山市祇園町1番12号	代表取締役 末光広憲	ステラステーション	松山市祇園町1番37号 ロイヤルコート101号室	精神通院医療	令和5年 2月9日	

○愛媛県告示第257号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) N - (4 - フルオロフェニル) - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] フラン - 2 - カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N - エチル - N - メチルトリプタミン及びその塩類

- (3) (8 R) - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 1 - ペンタノイル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 1 - [1 - (3 - メチルフェニル) シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和5年3月15日

○愛媛県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1 外	駐車場の位置及び収容台数	2 281台	1 306台	令和5年9月1日	令和5年2月28日
		駐輪場の位置	5 箇所	6 箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第259号

東温市北方土地改良区から認可申請のあった東温市北方土地改良区及び東温市揚畑田土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、令和5年3月6日認可したので、同日合併後存続する東温市北方土地改良区の定款を変更した。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第261号

令和5年3月1日宇和島市営農地災害関連区画整備事業河内地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第260号

東温市揚畑田土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、東温市北方土地改良区と合併したので令和5年3月6日解散した。

令和5年3月14日

○愛媛県告示第262号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和11年4月19日	愛媛県第1249号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 作業期間 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで
- 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 作業期間 令和5年4月21日から
令和6年3月31日まで
- 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、鬼北町

○愛媛県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 作業期間 令和5年4月1日から
7月31日まで
- 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和5年3月1日から
5月31日まで

- 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町小山地区～中川地区

○愛媛県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和5年3月1日から
5月31日まで
- 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城地区～御荘平山地区

○愛媛県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和5年3月1日から
5月31日まで
- 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山地区～柏地区

○愛媛県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 公共測量（数値図化、砂防基盤図、地図情報レベル2500）
- 作業期間 令和4年8月1日から
令和5年2月20日まで
- 作業地域 八幡浜市・伊方町の一部

○愛媛県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。
令和5年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 都市計画事業の種類及び名称

四国中央都市計画道路事業

3・5・3号 中央村松線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県四国中央市村松町字蛭子縄、字横田縄及び字神楽縄地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

7・7・8号 松山駅北2号高架側道東線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市愛光町、辻町及び宮田町

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

7・7・9号 松山駅南1号高架側道東線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市千舟町八丁目、湊町八丁目、南江戸一丁目、竹原三丁目及び竹原町

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

7・7・10号 松山駅南2号高架側道東線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市竹原二丁目及び三丁目

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年3月14日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500630	一般社団法人みらい	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅海清仁	生活介護	みらい	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年3月1日
3811500630	一般社団法人みらい	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅海清仁	短期入所	みらい	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年3月1日
3811500630	一般社団法人みらい	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅海清仁	就労継続支援（B型）	みらい	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年3月1日

○愛媛県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サー

ピス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年3月14日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	伊敷郁美	生活介護	ヘレン	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年2月28日
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	伊敷郁美	短期入所	ヘレン	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年2月28日
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	伊敷郁美	就労継続支援(B型)	ヘレン	愛媛県東温市田窪2054番地6	令和5年2月28日

○愛媛県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田68番3から 同町高尾田76番4まで	令和5年3月14日

○愛媛県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	東川上黒岩線	上浮穴郡久万高原町七鳥273番2地先から 同町七鳥263番地先まで	旧	メートル 7.7~12.2	キロメートル 0.055	
		上浮穴郡久万高原町七鳥274番4から 同町七鳥263番まで	新	15.0~21.5	0.055	

正 誤

○正 誤

令和5年3月3日付け第387号目次中

ページ	箇所	誤	正
113	目次欄 上から8行目	都市計画の変更案の縦覧（4件）…（都市計画課）… 115	都市計画の変更（一部変更）（2件）……………（都市計画課）… 115
			都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）…（ " ）… 115
			都市計画の変更（名称のみの変更）……………（ " ）… 116